## 空き店舗を活用して 新規出店する方を応援!

山梨市では商業の活性化や買い物難民問題等の 緩和を図るため空き店舗に新規出店する個人、 団体等に補助金を交付します!



対象となる 事業者



- 空き店舗を活用し継続して2年以上営業する者
- ○小売業、飲食業、その他のサービス業
- ○週3日以上昼間営業する者
- ○市内の店舗を廃業又は休業する者でないこと
- ○その他要綱で定めていること

対象となる空き店舗



- ○入口が道路又は歩道に接している建物の店舗物件
- 〇以前商業用に利用されていた店舗で営業終了 から1か月以上経過している物件(倉庫及びプレ ハブ等の簡易的な建築物は対象外)

## 補助の対象と補助金の額

- ◇店舗改修などに掛かる経費 経費の1/2 限度額25万円※ ※牧丘・三富地域は50万円
- ◇店舗の賃料

賃料の1/2 限度額2万円/月 (最長12か月) 申込み・お問合わせ

山梨市役所商工労政課 商工労政担当(西館3階)

**5** 0553-22-1111

内線 2362・2363

